

1. 令和5年度評価対象施設

永平寺町では令和5年4月1日現在、9施設において指定管理者制度を導入している。

評価委員会による評価はこのすべての施設を評価対象とし、下記の通り評価を実施することとしている。

指定管理期間	定期評価実施年度
5年未満	終了年度の1年前（ただし、指定期間が2年以下は除外する）
5年以上10年まで	終了の1年前及び中間評価 上記を基準として、不特定多数の利用の有無、特に安全性を必要とする施設など、状況により判断する。

令和5年度評価対象施設

施設名	指定管理者	指定期間	評価種別
永平寺町立在宅訪問診療所	国立大学法人 福井大学	平成31年4月1日から 令和11年3月31日まで	中間年
道の駅 禅の里	(株) きらり	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	終了前年

2. 評価の方法

評価項目を、①運営の体制 ②施設の管理運営状況 ③住民（利用者）サービスの向上 ④施設の利用状況 ⑤収支の状況 の5つの大項目を設定し指定管理者の自己評価及び施設所管課（町）の評価について報告を受け、管理運営の状況や評価の内容についてヒアリングを行い、更に現地調査の結果を参考に評価を実施した。

なお、大項目ごとに具体的な評価項目として、小項目とその着眼点を次の通り設定した。

①【運営の体制】

施設の目的達成	施設の管理運営を通して、施設の設置目的は達成されたか。
職員配置	職員の配置状況・勤務実績は適性であったか。また、業務執行体制（作業責任者・業務担当者）は明確になっていたか。
職員研修	外部研修の参加や内部研修を実施するなど人材育成に努めたか。

労働安全衛生の確保	職員の健康管理など安全衛生に努めたか。
個人情報保護	業務上知り得た個人情報の保護に努めたか。
警備防犯体制	警備防犯体制は十分であったか。
緊急時対応マニュアル	事故、火災等の緊急事態発生時の危機管理マニュアルの整備や対応体制の確立はされていたか。
施設管理マニュアル	施設管理マニュアルに基づいた管理を徹底したか。
現金等の取り扱いマニュアル	職員に現金等の取り扱いマニュアルを周知し、適宜、現金・切手等の残高確認を行ったか。
関係団体・地域との協力・連携	関係団体や地域との協力・連携は十分図られたか。

②【施設の管理運営状況】

建物保守・設備機器点検	建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持がされていたか。
備品の管理	備品が適切に管理され、良好な機能が保持されていたか。
樹木・植栽等の管理	草取りや除草等を行い、利用者が快適に利用できるような良好な景観が保たれていたか。
清掃・衛生管理	敷地内は全て利用者が快適に利用できるよう清潔な状態が保たれていたか。
施設の修繕	点検によって異常が認められた場合には、速やかに修繕・交換・整備・調整等の適切な措置を講じたか。
危険個所等の確認	適宜、施設内を巡回し、危険個所等の把握に努めたか。
管理記録の作成・保存	点検記録、整備・修繕・事故・故障等の履歴簿・各種管理記録等が整備・保管されているか。
省エネ・省資源・環境配慮	省エネ・省資源・環境について、十分な配慮がなされたか。
供用日・開閉館時間の管理	供用日・開閉館時間は協定書に基づいて、適切であったか。
鍵管理	鍵の管理は適切であったか。
再委託の妥当性・事前承認	再委託する業務内容は適性であったか。また、再委託に当たっては町の事前承認を得ていたか。
請求書・領収書の保管	請求書・領収書等は適切に処理され、適正に保管されているか。
現金切手等の確認	現金・切手等の照合を適宜行い、保管方法は適切であったか。

③【住民（利用者）サービスの向上】

利用者の平等な利用	個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないように、施設のサービス水準を確保するための取組みを行ったか。
宣伝広報等の取組	施設・事業について、広報誌やパンフレットを作成するなど、具体的な取組みが実施され、積極的な利用促進が図られたか。

利用しやすい環境整備	利用者が利用しやすい環境の整備に努めたか。
苦情・要望への対応と報告	利用者からの苦情・要望には真摯に耳を傾け、内容については町に報告したか。
利用者アンケートの実施	利用者アンケートを実施し、利用者の意見・要望・満足度の把握に努めたか。また、課題がある場合は対応策を講じたか。
地域貢献の取組	地域や地域住民との交流・連携に関する取組を実施し、地域交流の支援を行ったか。

④【施設の利用状況】

利用者数の目標達成	利用者数は目標を達成したか。なお、達成できなかった場合、原因を分析し、増加の取組を検討したか。
利用者数増加の取組	利用者数増加の取組を行ったか。
自主事業の取組	利用者ニーズにあった企画を自主的に取り組んでいるか
施設活用の研究	施設の有効活用について研究を行っているか。

⑤【収支の状況】

効率的な運営	効率的な運営に努めたか。
経費削減の取組	経費削減の具体的な取り組みがなされたか。
利用料の目標達成	利用料は目標を達成できたか。なお、目標を下回った場合、原因を的確に把握できているか。
収入増加の取組	収入の増加について、具体的な取り組みがなされたか。
収支計画の達成	収支状況を的確に把握し、町へ報告しているか。なお、計画と乖離が生じた場合、原因の分析を的確に行っているか。
再委託の場合の委託料の妥当性	再委託した場合、委託料は適性であったか。支出に占める外部委託の割合は妥当か。
人件費の適正水準	職員の賃金・給与等の水準は適性であったか。支出に占める人件費の割合は妥当か。
自主事業における収益の配分	自主事業における収益について、町と指定管理者との配分は適性であったか。
財務状況	指定管理を継続する上で、財務状況に問題ないか。

※財務状況については、指定管理者財務状況チェック表（様式8）によりチェック

3. 評価基準

●評価項目（小項目）に係る評価基準

5	協定で求める以上の管理運営がなされているとともに、指定管理者のノウハウを生かし、着実に業績が上がっており、極めて優れている。 目標や計画に対し実績の達成率が115%以上
4	協定で求める以上の運営がなされている 目標や計画に対し、実績の達成率が105%以上115%未満

3	協定で求める管理運営が適正になされている 目標や計画に対し、実績の達成率が95%以上105%未満
2	協定で求める管理運営が概ね適正と認められるが、一部改善が必要である 目標や計画に対し実績の達成率が85%以上95%未満
1	協定で求める管理運営が多くの部分で適正になされておらず、改善が必要である 目標や計画に対し、実績の達成率が85%未満

●評価項目（大項目）に係る評価基準

小項目ごとの評価を行った上で大項目の評価を行う。

大項目の評価基準

5	項目配点割合 85%以上
4	項目配点割合 70%以上 85%未満
3	項目配点割合 50%以上 70%未満
2	項目配点割合 30%以上 50%未満
1	項目配点割合 30%未満

※小項目の評価計÷小項目すべての最高評価計×100＝大項目区分評価割合（％）

上記で算出された割合が範囲内となる区分が大項目の評点となる。

大項目の評価条件表

5	区分配点割合が5に属し、細目評価は全て3以上かつ3は3割以下
4	区分配点割合が5に属し、細目評価は全て3以上であっても3が3割を超える 区分配点が4に属し、細目評価は全て3以上かつ3は5割以下
3	区分配点割合が4に属し、細目評価は全て3以上であっても3が5割を超える 区分配点が3に属し、細目評価は全て2以上かつ2は3割以下
2	区分配点割合が3に属し、細目評価は全て2以上であっても2が3割を超える 区分配点が3に属しても、細目評価1が含まれる 区分配点が2に属し、細目評価1は5割以下
1	区分配点割合が2に属しても1が5割を超える 区分配点割合が1に属する

※大項目の評価基準で求められた評価を上記の条件表に照らし、大項目の最終評価を決定する。

●総合評価に係る評価基準

大項目ごとの評価を行った上で総合評価を行う。

総合評価の評価基準

評価ランク	協定内容又は要求水準に対する評価
S (特に優れている)	(協定等の水準を大幅に上回る内容である) 総合配点割合 85%以上
A (優れている)	(協定等の水準を満たし、一部に水準を上回る内容がある) 総合配点割合 70%以上 85%未満
B (良好)	(協定等の水準を満たす管理が行われている) 総合配点割合 50%以上 70%未満
C (一部改善が必要)	(協定等の水準を満たしているが、一部に課題がある) 総合配点割合 30%以上 50%未満
D (特に改善が必要)	(協定等の水準を大幅に下回り、抜本的な改善が必要である) 総合配点割合 30%未満

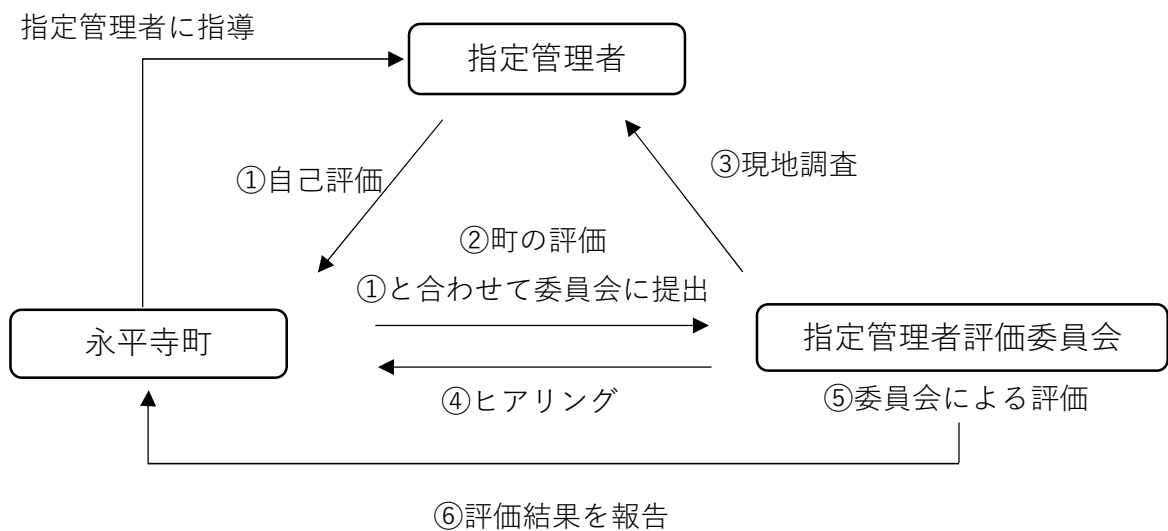
総合評価の評価条件表

S	総合配点割合がSに属し、区分評価は全て4以上
A	総合配点割合がSに属しても、区分評価3以下が含まれる 総合配点割合がAに属し、区分評価は全て3以上
B	総合配点割合がAに属しても、区分評価2以下が含まれる 総合配点割合がBに属し、区分評価は全て2以上かつ2が1箇所まで
C	総合配点割合がBに属しても、区分評価2が2箇所以上 総合配点割合がCに属し、区分評価1が2箇所以下
D	総合配点割合がCに属しても、区分評価1が3箇所以上 総合配点割合がDに属する

※総合評価基準で求められた評価を上記の条件表に照らし、総合評価の最終評価を決定する。

4. 評価の業務フロー

⑦改善すべき点は町より



① 【指定管理者】 指定管理者による自己評価を町に提出

- ② 【町】 施設所管課による評価後、①を添付し指定管理評価委員会へ
- ③ 【評価委員会】 指定管理施設への現地調査
- ④ 【評価委員会】 施設所管課へヒアリング
- ⑤ 【評価委員会】 評価委員会による評価
- ⑥ 【評価委員会】 町へ評価結果を報告
- ⑦ 【町】 評価委員会の評価結果を共有し改善を要する事項は指定管理者に指導を行う